

# 京都保健衛生専門学校 気象・自然災害等による臨時休校等に関する規定

## (目 的)

第 1 条 この規定は、台風等の気象異常が発生した場合や、自然災害その他の理由による交通機関途絶が生じた場合の臨時休講・臨時休校（以下「臨時休校等」という）に関して必要な事項を定める。

## (休校等の判断及び決定)

第 2 条 休校等の判断はつぎの時点で行うこととする。

- (1) 午前の授業：午前 7 時の時点
- (2) 午後の授業：午前 11 時の時点
- (3) 夜間の授業：午後 3 時の時点
- (4) すでに授業を行っている場合においては、第 3 条の状態になった時点或いはその恐れがあると判断された時点

- 2 臨時休校等は第 3 条の基準によって学校長が決定する。  
但し、緊急の場合に限り現場責任者が判断し、事後において学校長に報告する。

## (基 準)

第 3 条 つぎの各号のいずれかが発生した場合には臨時休校等とする。

- (1) 京都府南部地区に特別警報が発令された場合  
(京都府南部地区とは南丹市・京丹波町、京都市・亀岡市・向日市・長岡京市・大山崎町、宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町、木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村)
- (2) 京都府南部地区に暴風警報とレベル 3 大雨警報がともに発令された場合
- (3) つぎの交通機関のいずれかが運休の場合  
・ J R 西日本（京都線・嵯峨野線）
- (4) そのほか学校長が必要と認めた場合

## 付 則

この規定は平成 19 年 4 月 1 日より改正施行する。

## 付 則

この規定は平成 22 年 4 月 1 日より改正施行する。

## 付 則

この規定は平成 23 年 4 月 1 日より改正施行する。

## 付 則

この規定は平成 25 年 9 月 17 日より改正施行する。

## 付 則

この規定は令和 5 年 4 月 1 日より改正施行する。

## 付 則

この規定は令和 8 年 6 月 5 日より改正施行する。

# 京都保健衛生専門学校地震災害の臨時休校等に関する内規

## (前 提)

### 大地震と休校期間

地震はいつ発生するか予測不可能であり、またその後の余震により被害が拡大することも考えられる。余震は一般的に大きな揺れの後1週間程度は起こる可能性がある。

大地震発生を鑑み以下の通り内規を定める。しかし、地震災害においては、予測不可能な事態が起こりうることを考えられるため、自身の「命を守る」ということを大前提に考え行動すること。

臨時休校等の判断はつぎの時点で行うこととする。

- (1) 午前の授業：午前 7 時の時点
- (2) 午後の授業：午前 11 時の時点
- (3) 夜間の授業：午後 3 時の時点

## (目 的)

第 1 条 この内規は、地震等の災害が発生した場合や地震災害等の理由により交通機関途絶が生じた場合の臨時休講・臨時休校（以下「臨時休校等」という）に関して必要な事項を定める。

## (基 準)

第 2 条 つぎの各号のいずれかが発生した場合は臨時休校等とする

(1) 京都府南部地区で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休校とする。

(京都府南部地区とは、京都市・南丹市・京丹波町・亀岡市・向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町・木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村)

(2) 京都府南部隣接地区で震度 5 弱以上の地震が発生し、つぎの交通機関のいずれかが途絶した場合、交通機関が復旧するまでの間臨時休校とする。

・ J R 西日本（京都線・嵯峨野線）

## (休校等の判断及び決定)

第 3 条 臨時休校等の判断はつぎの時点で行うこととする

第 2 条第 1 項京都府南部地区で震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、24 時間学校を臨時休校とする。24 時間以降の対応については、被害状況、交通状況を見た上で決定する。

第 2 条第 2 項京都府南部隣接区域で震度 5 弱以上の地震が発生し、交通機関が途絶した場合の臨時休校の判断はつぎの時点で行うこととする。

- (1) 午前の授業：午前 7 時の時点
- (2) 午後の授業：午前 11 時の時点
- (3) 夜間の授業：午後 3 時の時点

(4) すでに授業を行っている場合においては、第 2 条第 1 項、第 2 項にそって臨時休校を決定する。

2 臨時休校等は、学校長が決定する。但し、緊急の場合に限り現場責任者が判断し、事後において学校長に報告する。

(学生等の安否確認について)

第4条 地震災害等にあった場合は、安否の確認が必要となる。

地震発生後、落ち着いた後、学科・クラス等で決めた連絡方法で、必ず学校に安否の連絡をすること

**【例】**

**例1：**4月8日午後10時に京都府南部に震度5弱以上の地震があった。

4月9日午後10時まで臨時休校

4月10日午前7時に交通機関が途絶していないかを確認する。なければ午前から授業はある。

交通機関に途絶があれば、午前休み、午前11時に再度確認、なければ午後の授業あり

**例2：**4月8日午後2時に京都府南部に震度5弱以上の地震があった。

4月9日午後2時まで臨時休校

4月9日午後3時に交通機関の途絶がないか確認する。なければ夜間の授業はある。

交通機関の途絶があれば臨時休校は続く。